## 第136号議案

## 島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表60の項第1号中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項又は第5項」に、「19,300円」を「24,400円」に改め、同項第3号中「17,900円」を「18,500円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に建築 士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項の規定により二級建築士又は木造 建築士の免許を受けようとする者であって、施行日前に知事の行う二級建築士 試験に合格したもの(建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令(令和元年政令第96号)第2条の規定による改正後の沖縄の 復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第 115号)第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含 む。)又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例による改正後の島 根県手数料条例別表60の項第1号の規定の適用については、同号中「24,400 円」とあるのは、「19,300円」とする。